

市民参加実施予定シート

担当課： こども未来課

予定
令和8年4月1日時点

(1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	(仮称) こどもの権利条例制定事業	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・こどもにやさしいまちづくりが推進される <デメリット> ・特になし
正式名称	こども計画推進事業		
概要	子どもの権利条約や日本国憲法、こども基本法でこどもの権利を保障することが定められている。本市の状況に合わせ、こどもが権利の主体として自分らしく生きるための実効性のある仕組みを作る。		上位計画 の有無

(2) 市民参加の対象事項について ※該当する項目を黒塗り (■)

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法 (条例第6条第1項)						
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数 実施	審議会等	R8/4月～R9/2月まで18回程度	審議委員(学識経験者、教育・保育団体関係者、児童福祉サービス関係者、公募の市民等)	1001289	審議会内に特別委員を加えたこどもの権利部会を擁する	専門的な知識を有する学識経験者等、また当事者であるこども(若者)を含む市民等から広く意見を聴取し、反映させるため。
	その他(ヒアリング)	R8/6月～R9/12月まで	子育て支援拠点、児童センター、学童クラブを利用するこどもとその保護者等	未作成		当事者であるこども(若者)や保護者等から広く意見を聴取し、反映させるため。
	パブリックコメント手続	R9/6月～R9/8月	市民等	未作成		広く市民等の意見を条例に反映させるため。

(4) 市民参加のスケジュール (予定)

令和8年度		令和9年度											令和10年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
← 審議会(諮問・答申など)															
← ヒアリング															
					← パブリックコメント										

(5) 当初予定からの変更履歴 ※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由